

『令和3年度税制改正大綱(4) 研究開発税制を見直し活性化へ』

研究開発税制では、次の見直しが行われる。【試験研究費の総額に係る税額控除制度】○増減試験研究費割合(本割合)が以下それぞれの場合に、税額控除率を見直す。(1)本割合 $>9.4\%$ → $10.145\% + (\text{本割合} - 9.4\%) \times 0.35$ (14%を上限)(2)本割合 $\leq 9.4\%$ → $10.145\% - (9.4\% - \text{本割合}) \times 0.175$ (2%を下限)○基準年度と比べ売上が2%以上減少し、かつ試験研究費の額が基準年度を超える事業年度の控除税額の上限に、当期の法人税額の5%を上乗せする(※)。【中小企業技術基盤強化税制】○上記(※)と同じ措置を講じる。○増減試験研究費割合 $>9.4\%$ の場合に、ア)税額控除率

に、(増減試験研究費割合 -9.4%) $\times 0.35$ を加算。イ)控除税額の上限に当期の法人税額の10%を上乗せする。【オープンイノベーション型】国立研究開発法人の外部化法人との共同研究・委託研究を対象に加え控除率25%とし、特別研究機関等の範囲に人文系の機関を追加。

また、税制の対象範囲が見直され、試験研究費のうち、研究開発費として損金経理をした金額で非試験研究用資産の取得価額に含まれるものが追加され、クラウド環境で提供する自社利用ソフトウェアの制作に要した試験研究費等も適用対象となる。



『緊急事態宣言による経済支援 一時金支給や資金繰り支援等』

経済産業省は、緊急事態宣言の再発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛などにより影響を受ける事業者に対する支援策を発表している。概要は以下の通り。

【一時金】売上の減少した中小事業者等に対する一時金の支給については、法人は40万円以内、個人事業者等は20万円以内の額を支給(算出方法は前年1月および2月の事業収入 $-$ (前年同月比 $\blacktriangle 50\%$ 以上の月の事業収入 $\times 2$))

【補助金】3次補正予算案で、コロナ影響化での中小事業者等の事業再構築を支援する事業再構築補助金(予算額1兆1485億円)や、感染拡大を防止しながらビジネスモデルの転換に向けた取組みを支援する中小企業生産性革命推進事業(予算額2300億円)の特別枠を措置。

【資金繰り支援】政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資について、3次補正予算案においても追加で総額29兆円規模の資金繰り支援を講じる。その際、日本政策金融公庫等における運用について、○売上減少要件を「直近2週間以上」での比較も可とする○融資の申請時に、試算表提出を省略可とする○融資申請時の「押印」を不要にする、等が手当され、各金融機関の融資枠の上限額を1.5倍に引き上げ一定期間の返済猶予等も行う予定。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



**不要不急の
外出は
控えてください**

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com